

平成 24 年 3 月 7 日

## 退職給付（ステップ 1）の検討状況

### 1. 審議の状況

2012 年 1 月 19 日開催の第 236 回委員会から退職給付（ステップ 1）の審議を再開している。また、退職給付専門委員会も開催し（2012 年 1 月 30 日、2 月 28 日）、最終基準化に向けた検討が行われている。

### 2. 未認識項目の負債計上に関する事項

- 未認識項目の負債計上に係る連結財務諸表の取扱いについては、公開草案に対するコメント等において比較的異論が少ないと考えられるため、改正する方向で検討が行われている。
- 一方、未認識項目の負債計上に係る単体財務諸表の取扱いについては、分配可能額、年金法制等との関係などの理由により、現状では、会計基準を改正することのコンセンサスが十分には得られていないと考えられ、当面の間、現行の処理を維持する方向で審議されている。

上記を踏まえた場合、派生論点として次の 2 点が検討された。

単体財務諸表において、任意で連結と同じ方法である未認識項目の一括負債計上を採用することを認めるか否か。

**案 1：単体財務諸表上、一括負債計上の処理を設けない。**

案 2：単体財務諸表上、連結に準じて一括負債計上できる扱いを設ける。

単体財務諸表において、どのような追加開示を求めるか否か。

**案 A：連結財務諸表と異なる処理をしている旨を注記する。**

案 B：異なる処理をしている旨及び仮に一括負債計上した場合の金額情報を注記する。

### 3. 未認識項目の負債計上以外の退職給付ステップ 1 に関する論点

未認識項目の負債計上以外の他の項目については、連結・単体ともに改正する方向で検討が行われている。主な項目は以下のとおりである。

#### （1）退職給付債務及び勤務費用の計算方法

退職給付見込額の期間帰属

現行の基準は、期間定額基準を原則としているが、国際的な会計基準で採用されている給付算定式基準を、期間定額基準との選択適用という形で認める方向である。

割引率

現行の基準は、割引率の設定は退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とする（実

務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる。)が、国際的な会計基準における考え方との整合性を図り、より適切に割り引くために、割引率には給付見込期間だけでなく給付金額も反映したものを使用することに改正する方向である。

(2) 開示

退職給付債務及び年金資産に係る期首残高と期末残高の調整表や、年金資産の主な内訳などを拡充する方向である。

4. 適用時期

(1) 未認識項目の一括負債計上

	公開草案	検討の方向性
強制適用	平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末( = 平成 24 年 3 月末 ) から。	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末 ( = 平成 26 年 3 月末 ) から。
早期適用	平成 23 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の年度末から。	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首 ( = 平成 25 年 6 月第 1 四半期 ) から。

(2) 退職給付債務及び勤務費用の計算方法

	公開草案	検討の方向性
強制適用	平成 24 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首 ( = 平成 24 年 6 月第 1 四半期 ) から。	平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首 ( = 平成 26 年 6 月第 1 四半期 ) から。ただし、当該期首からの適用が実務上困難な場合には、所定の注記を条件に、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首( = 平成 27 年 6 月第 1 四半期 ) からも認める。
早期適用	平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の期首から。	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首 ( = 平成 25 年 6 月第 1 四半期 ) から。

(3) 注記事項

	公開草案	検討の方向性
強制適用	平成 23 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末( = 平成 24 年 3 月末 ) から。	平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末 ( = 平成 26 年 3 月末 ) から。

以 上